

注記表

I. 継続組合の前提に関する注記

該当なし。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 有価証券（外部出資含む）の評価は、次の通りである。
 - 満期保有目的の債券は、移動平均法による償却原価法である。
 - 市場価格のあるその他有価証券については、時価法である。
 - 上記以外の有価証券は、移動平均法による原価法である。
 - その他有価証券の評価差額については、全部資本注入法により処理している。
- 棚卸資産の評価基準及び評価方法は次の通りである。
 - 棚卸資産に係る評価は最終仕入原価法である。
- 固定資産の減価償却の方法は次の通りである。
 - ① 減価償却資産の償却方法は税法基準の定率法または定額法による。
 - ② 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は税法基準の定額法による。
 - 取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っている。
 - 無形固定資産の償却方法は税法基準の定額法である。当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却している。
- 繰延資産の処理方法は次の通りである。
 - 繰延資産については効果の及ぶ期間に均等に配分し償却している。
- 貸倒引当金は、資産自己査定要領、経理規程及び償却・引当の計上基準に則り、次のとおり計上している。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認められる額を計上している。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率に基づく予想損失額と税法基準で容認される繰入限度額とを比較して、税法基準で容認される限度額を計上している。

すべての債権は、資産自己査定の手引に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っている。

- 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、必要額を計上している。
- その他の諸引当金の計上方法は次の通りである。
 - 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - 遭難救助引当金は、行政庁により特に認められたものとして、定款第23条の規定に基づく必要額を計上している。
- 収益及び費用の計上基準、企業会計審議会にて制定されている企業会計原則に則り計上している。
- リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式である。
- 平成18年4月1日に島根県信用漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継したことに伴い、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当事業年度から適用している。この結果、減損損失を27,568千円計上し、従来の方策によった場合と比較して税引前当期利益が同額減少した。
- 水産業協同組合法施行規則が改正され、平成18年7月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期より「資本の部」から「純資産の部」へと表示方法を変更している。

III. 貸借対照表に関する注記

- 固定資産の減価償却累計額は9,150,883千円、当期圧縮記帳額は85,620千円である。
 - 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、リース契約により使用している。
 - 担保に供している資産は、次のとおりである。担保に供している資産
- | | | |
|--------|-------------|-------------------|
| 系統預け金 | 3,820,021千円 | （為替決済及び緊急再編資金の担保） |
| 系統外預け金 | 3,000千円 | （島根県収納代理業務の担保） |
| 土地 | 1,032,983千円 | |
| 建物 | 円 | |
- 担保資産に対応する債務
- | | | |
|---------|-------------|------------|
| 信用事業借入金 | 2,020,021千円 | （緊急再編資金） |
| 長期借入金 | 130,000千円 | （冷凍冷蔵施設資金） |
- 上記のほか手形交換所、水道料金収納取引、全オンセンター施設移転基金としてその他の資産（差入保証金）66,307千円を差し入れている。
- 理事及び監事に対する金銭債権の総額は93,269千円である。

5. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は159,287千円である。

6. リスク管理債権の内訳

1) 貸出金のうち、破綻先債権額は167,322千円、延滞債権額は648,070千円である。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものである。

2) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は0円である。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものである。

3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は51,621千円である。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものである。

4) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は867,013千円である。

なお、上記1)から4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行った金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布、政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 当期において固定資産の減損損失を次の通り特別損失に計上した。

1) グルーピングの方法

業務用資産については、本所を共用資産とし、主たる事業利益を占める販売事業の重複事業所及び支所によるグルーピングとしている。また、遊休資産及び賃貸資産については、物件毎に個別の資産グループとしている。

2) 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループ

場所	用途	種類	減損損失
松江市	遊休資産	建物その他	1,381千円
浜田市	遊休資産	建物その他	6,424千円
益田市	遊休資産	土地建物その他	8,186千円
境港市	遊休資産	土地建物	2,258千円
西ノ島町	遊休資産	建物	870千円
浜田市	賃貸資産	建物その他	7,942千円
隠岐の島町	賃貸資産	建物	505千円

3) 減損損失の認識に至った経緯

① 遊休資産については今後の使用見込がなく、かつ土地の時価が減少しているため、これらの資産の帳簿価格を回収可能価額まで減損し当該減少額を減損損失として認識している。

② 賃貸資産については回収可能額を算定し、回収可能額まで減損し、当該減少額を減損損失として認識している。

③ 遊休資産の回収可能価額については正味売却価額としている。正味売却価額は路線価による相続税価格に基づいて算定している。

2. 特別利益のうち「その他特別利益」22,700千円は、財）大社湾漁業振興基金より受け入れた受入補助金である。

V. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりである。これらには、「地方債」「社債」等がふくまれている。

1) 満期保有目的の債券の時価のあるもの

貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
非上場外国証券	4,100,000千円	3,558,640千円	△541,360千円	0千円

2) その他有価証券で時価のあるもの

取得原価又は償却原価	B/S計上額	評価差額	うち益	うち損
地方債	499,662千円	501,256千円	1,593千円	1,593千円
政府保証債	998,839千円	1,011,742千円	12,902千円	12,902千円
金融債	8,500千円	8,500千円	0千円	0千円
社債	0千円	0千円	0千円	0千円
外国証券	0千円	0千円	0千円	0千円
合計	1,507,001千円	1,521,498千円	14,496千円	14,496千円

上記の有価証券の期末評価に係る時価は次のとおりである。

・上場債券、非上場債券

a. 店頭売買参考統計値銘柄

日本証券業協会発表の「公社債店頭売買参考統計値」の「平均値」を価格とする。但し、減損処理の対象となる債券については「最低値」を価格とする。

b. 店頭売買参考統計値銘柄以外の銘柄

(a) 業者から取得した価格とする。

(b) (a)により算出できない場合は、取得原価又は償却原価を価格とする。